

## 万曆年間史考

矢崎正見

はしがき

中国本土におけるチベット大蔵経開版事業の一つとして、明代万曆年間における万曆版の開版が挙げられている。しかしながら、この万曆版は、同じく明代永楽帝治下の開版とされる永楽版と共に、その刻板はもとより、摺本も現在では殆んど見出せないのが現状である。従つて、いわゆる万曆版の開版の事実を究明するためには、なお、数多くの歴史事実を積み重ねて、これを証さなくてはならない。本稿においては、その一助として、明代万曆年間四十七年に亘る、神宗万曆帝治下の明朝の実態を探り、万曆版開版の事実に迫ろうとするものである。

(一)

周知の如く、神宗万曆帝は明史等の記述(1)によれば、世宗治下の嘉靖四十二年(一五六三)、穆宗の第三子として出生、父の穆宗が在位わずか五年五ヶ月で没したあとを受けて、隆慶六年(一五七二)六月、年、わずか十歳で即位したのであった。先々代の第十二代皇帝、

世宗嘉靖帝の頃(一五二二—一五六六)から、外には倭寇、東方蒙古の侵入が相つぎ(2)、いわゆる北虜南倭の禍に苦しみ、内には宦官が擡頭して、専横をきわめるといふ時代に、幼少の帝の出現は、明朝にとつて一大危機を意味するものであつた。しかしながら、この危機に臨んで、首席大学士として内閣首輔の任にあつた宰相張居正(嘉靖四年・一五二五—万曆十年・八二)は強力な独裁的政治力を發揮して、よく輔弼の責を果した。すなわち、積年の弊政を改革することを意図して、内には行政整理、官紀の肅正、特に宦官の政治に対する関与の抑制を行い、また、全国的規模で土地の丈量を行う一方、冗費の削減を願つて国家財政の立直しを図つた。さらに、黄河、淮河等の治水工事をすすめる、税制を革める等のことを行い、また、外に対しては蒙古民族、満洲族等の脅威を除くため、蒙古と和して北辺を安んずる等、司政の功、多大なるものがあつた(3)。

しかしながら、居正がその業半ばにして没するや、神宗はたちまち政治に倦み、再び宦官を重用し、居正の緊縮政策の反動から奢侈安逸にふけり、ために綱紀は弛緩し、国庫は再び窮乏して百弊続出の状態であつた。これに加うるに、十六世紀末には世に万曆の三大征といわ

れる哮拜の乱、朝鮮の乱、播州の乱が相繼いで起り、莫大な軍事費の支出のため、明朝の財政はますます窮するに到つた。神宗はその打開策として、宦官を四方に派遣して、新たに鉞山を開発し、また、商税を増徴するなど、苛斂誅求をきわめた。このような政治の混乱のなかで、さきに政界から追放された状態であつた東林党の一派が、在野活動の立場から現時点における政治の腐敗はもつぱら内監一派によるものとして、強力な反対運動を展開した。このような党争の上に、東北辺からは満洲東部に拠つたトゥングース (Tungus) 系の女真 (Djurchin) 民族の侵入がはじまり、国内でも飢饉・重税に喘ぐ農民の暴動が続発するといふ状態であつた。東林党と非東林党の争いは、万曆末年の立太子問題とからんで、神宗の孫、熹宗天啓帝の時代にまで及んだ。また、女真族出身のヌルハチ (Nurhachi, 1539—1626) は万曆四十四年 (一六一六)、後金国を建て、これがやがては明朝を襲う清朝の成立へと展開して行くのである。

(I)

さて、このような時代相のなかで、いわゆる万曆版チベット大蔵經の開版雕造が行われるためには、少なくとも、(1) 神宗治下の明朝国庫の富裕であること、(2) 宗教的関心、特に神宗自身がその事業の意義を認めるという関心、(3) 明朝万曆年間における中国仏教界の素地、少なくとも、ラマ教に対する偏見からこれに反対するような状態でないこと、(4) 政治的な意義、蒙古民族との対抗関係から、蔵経の開版がチベットに歓迎されるという利点があること、(5) 明朝とチベットが友好的

な状態にしなければならないこと、(6) 明・チベット両国の僧侶中に、この事業に専念する当事者が必要であること等のさまざまの要素がなくてはならないのである。

(1) については、兎も角も、居正が政治の中心となつていた時代、すなわち彼が財政の立直しに腐心し、極端な緊縮財政を布いていた時代に、巨額な出費を必要とする万曆版の開版が行われたとは考えられない。このことは明史黨の次の記述から推測して、張居正の心情の上からも窮うことが出来るのではなからうか。

時有一僧鎖南堅錯者、……万曆七年、以迎活仏為名。……遣書張居正、自称釈迦摩尼比丘、求通貢、饋以儀物。居正不敢受、聞之於帝。帝命受之、而許其貢。由是中國亦知有活仏。(4)……

右の明史の記述は、僧鎖堅錯、すなわち、蒙古のアルタン汗 (俺答・Altan, 1507—81) からダライの称号を贈られた三代ダライ、ソナムギヤムツォ (Bsod-nams-rgya-mtsho, 1543—88) が、勸此僧通中國、というアルタンの意に従つて、居正に通貢のための書を遣つたとあるから、居正が、その辺の事情を推測して、不敢受、という態度に出たのかは不明であるが、兎も角、ソナムの通貢の書を居正は拒否し、神宗に聞き、神宗は、命受之、許其貢、という姿勢を示したのである。ここに、一例ではあるが、居正と神宗のチベット、乃至、チベット仏教に対する考え方の相違が示されているのではなからうか(5)。そして、この事と絡めて考える時、財政上、万曆版の開版が許されたとするなら、居正の歿後、すなわち、万曆十年 (1582) 以後と推測することは、より妥当であろう。特に、居正の死後、神宗は

彼の束縛から解放され、意の如く政治を壟断したのであり、財政の上でも、居正の緊縮政策によつて、国庫はある程度潤つていたと考えられるのである。

次に、(2)・(3)・(4)・(5)にからむ一つの事例として、明史列伝中に名を留める大宝法王、大乘法王、闡化王等の万曆年間における入貢の年次、頻度等を明実録の記載に探ると次の如くなるのである。

大宝法王

四年三月、差国師喃哈鎖南(実録四八卷)・同年五月、差国師喃哈鎖南等(五〇卷)

大乘法王

二年四月、差来進貢国師烏竹笑等(二四卷)・十年六月、差国師(一二二五卷)・十三年十二月、入貢(一六九卷)

闡化王

四年三月、貢(四八卷)・同年五月、国師短竹蔵ト等(五〇卷)・十五年十二月、差番僧欽真等六百名(一九三卷)・十六年一月、遣使真梁爾等千口十人・二十五年八月、進貢(三二三卷)・三十九年五月、貢使十五名(四八三卷)・四十五年四月、差国師鎖南堅參等一千名(五五六卷)

贊善王

隆慶六年九月、差使臣(五卷)・二年十月、差儂麻堅督(六卷)・同年同月、差都綱頭目番僧(六卷)・五年十二月、遣使(七十卷)・十二年四月、差番僧鎖南瓦秀等二十名進貢・三十二年四月、進貢(三九五卷)・三十九年五月、貢使蔵ト堅督等十七員(四八三卷)・

四十四年二月、遣使二十名進貢(五四二卷)・四十六年五月、差番僧三且朵兒只等一十五名(五七〇卷)・四十六年六月、差来使(五七一卷)

護教王

四年五月、差国師喃哈星吉等(五十卷)・十二年八月、起進貢(一二二卷)・二十一年五月、差国師(二六〇卷)・同年六月、三十名入貢(二六一卷)・二十二年四月、進貢(二七二卷)

闡教王

二十二年三月、遣国師等四十員名進貢(二七一卷)・二十六年九月、遣大寧侯(三二六卷)・三十年六月、進貢(三七三卷)・三十九年三月、入貢(四八一卷)

輔教王

十年六月、差国師(一二二五卷)・二十二年二月、差国師喇嘛等三十名進貢(二七〇卷)・三十九年三月、入貢(四八一卷)

明実録のこれ等の記載が、すべて正確に史実を伝えるものとするれば、万曆年間において、チベットから喇嘛僧の明朝に対する進貢は、かなりの頻度でなされているのである。そして、年代について云えば、張居正の歿年、万曆十年以前は隆慶年代が三件、万曆二年が一件、四年、五年が一件で、それ以後が全体の件数の三分の二以上を占めている。そして万曆の二十年代の八回をピークに、十年代から三十年代が特に回数も多く、進貢のスケールを差遣された入貢者の人数から云えば、十六年、十七年が一二七名、四三八名、三十五名等、大規模なものとなっているのである。しかしながら、明実録の記述は、これら

進貢使の入国について、「如例」と、最早、それが年中行事化した事柄と見て居り、事実、これらチベットから明朝への入貢は慣習化したもので、そこに特別の意味を認め得るようなものではなかつたのである。従つて、このような入貢の事實は、特に前記(2)の如き、明朝乃至神宗の宗教的関心を表現するものでも、また、(3)の明朝仏教とチベット仏教との交流を表わすものでもない。むしろ、明とチベットという国家的交流のなかで、有力なラマが、政治権力への志向の一環のなから、随意に明朝に対して入貢使を遣つたと見る方が、より妥当であろう。が、万曆版の開版ということに關する限り、明代仏教の一つの特色が漢訳大藏經の開版事業にあつたのであり(6)、兎も角も、例年の如き入貢使節の派遣が行われるという一種の親交關係からも、特に中国仏教界から、チベット大藏經の開版に反対する雰囲気が生ずるような状態ではなかつたということだけは云い得よう。そして、(5)の明朝とチベットの友好關係については、入貢使の派遣が特別に兩國の關係が友好裡に展開していた事を示すものではないまでも、少なくとも、同時期における、明朝と蒙古民族との關係程には險惡でなかつた事の査証とはなり得よう。

(三)

上述の(1)から(6)までの万曆版開版を可能ならしめる条件は、最低の必要条件である。しかも、(6)を除く他の諸項は開版を立証する消極的条件と云えるのである。之等、五項目に亘る条件が満されたとしても、それが直ちに万曆版の開版に直結することとはならない。さらに

上述の如く、神宗治下の明朝国庫が、張居正の献身的努力によつて、万曆初年から彼の歿年、万曆十年までの間、如何に蓄積されたとは云え、二十年代に相續いで起つた三大征のための軍事實の捻出は、神宗治下の明王朝にとつて、財政上、焦眉の急であつた筈である。神宗自身のラマ教に対する宗教的関心についても、彼の資性と、その行政上の実際から推測して、彼が特に護教の念篤い帝王とは考えられない。彼の治下、密藏禪師の發願によつて、「大明統入藏經」が南北両藏に遺漏された經典を収めた漢訳藏經として刊行されたこと、また、明版、万曆版等と呼ばれる同じく漢訳大藏經の刊行が、万曆十年から開始されたという事實はあるが、これらの事が直ちに、神宗のラマ教に對する関心を示すとは云い得ないであろう。また、チベット大藏經が明朝とチベットとの友好上、意味を持つという政治的な意義についても、神宗治下の万曆十六年までがチベットにおいては三代ダライ、ソナーナム (Bod-rnams rgya-mtsho, 1543—1588) の時代、十七年から四十四年までが四代、ユンテン (Yon-tan rgya-mtsho, 1589—1616)、四十五年以降が五代、ガワン (Nag-dban Blo-bzan rgya-mtsho, 1617—1682) の治下に相当する。そして、ダライラマの制度も、蒙古王アルタンによつて、三代ダライがダライの称号を贈られ、ここに初めてダライラマの名称が生れたのであり、四代については、彼は歴代ダライ中、特に傑出した僧でもなく、五代ダライが、同じく蒙古王固始汗からチベットに於ける主権を贈られて法王即國王となり得たのは十七世紀中葉のことであつた等の事實からすれば、万曆年間にはダライラマ制の搖籃期であつた。換言すれば、この時代のチベット

は完全な統一政庁を持たない、いわば群雄割拠の時代であった。このような時期に、明朝が好んでチベット大蔵経の開版を敢て行つたとしても、それが明朝の対チベット政策としての実を挙げ得たとは考え難いのである。わずかに、チベットから明朝に対する入貢使が例年の如く派遣された事実は、明朝とチベットとの友好關係を示すもののようにはあるが、実はこの場合のチベットとは、チベットという統一体ではなく、上記の如く闡化王、贊善王、護教王等の各ラマが、その宗教的、乃至政治的力の拡張を策して、明朝と結ぶことを企図した結果の現れと云えるのである。

かくて、最も重要で、いわば十分条件とも考えられる項目は(6)となるのである。ジグメ (Hjigs-med nam-mkhab, 18C.—19C.) の「蒙古仏教史」中に、「丙辰(1616)、支那皇帝シユンシユが、ソナムロトウ等を四代ダライのもとに派遣し、来朝を請い、四代ダライ、ユンテンは、ソナムが支那に建てた仏殿の方向をガンデンから見て表を散じた」という記述がある。

me-hbrug zla-ba-gsum-pahi nan-du rgya-nag-gon-ma rgyal-po-shun-sū-wan ste tahi-wan gis bla-ma bsod-nams blo-gros  
sogs rgya-ni man-po mnags... bla-ma-bsod-nams blo-gros  
kyi rgya-yul du bshens-pahi lha-khai la... (7)

一六一六年は万曆四十四年、shun-sū-wan は神宗(Shen-zong)を指すのであろうから、彼から派遣されたダライ招請団の中心人物でもあり、中国に仏殿を建立したと述べられている、このソナムロドウなどは、当然、(6)の開版当事者中の中心的存在として介入すべき筈である

が、このソナムの行跡についても、彼はサキヤ派 (Sakya-pa) のクンガレパ (Kun-dga-h legs-pa) の子であるが、何時、中国に渡り、中国で如何なる活躍をしたか等のことについては、資料を求めることが出来なかつた。広く、あらゆる資料を探つたとは云えないまでも、万曆版開版に当つての当事者を探し求めることは頗る困難と云えるのが、現状ではないであろうか。

かくて、神宗万曆年間の歴史から、チベット大蔵経の開版を積極的  
に立証出来るような史実を求めることは困難であるというのが結論となり得よう。

### むすび

「蒙古源流」に次の如き記述がある。

子万曆汗、辛亥年生、歲次癸酉年、二十三歳即位、在位四十八年。汗時一二如永樂皇帝、令大國人衆共享太平。歲次庚申年、七十七歳卒。(卷八)

そ(ルンツ・キング・ハン隆慶帝)の御子のワン・リイ・ハン(万曆帝)は辛亥の年(一五五一)に生れ、癸酉の年(一五七三)、御年二十三歳にして即位し、在位四十八年したまいぬ。この汗の御代はさきのユング・ロ・フーワンゲデイ(永樂帝)のごとく、國の大衆を平和に統べて、庚申の年、御年七十七歳にてみまからせたまいぬ(8)。

源流には万曆年代を永樂帝治下と一如で、太平の時代と表現しているが、チベット大蔵経の開版史の上から云つても、従来、中国における

開雕といわれる永楽・万曆両版については、共に、これら二版の開版を立証し得る直接的資料が見出せないこと、当事者の存在が不明であること、時代相が必ずしも、チベット大蔵経の雕造という大事業を遂行する上で相応しいとは考えられぬ等、正に、この両版については共通の疑問を幾つか挙げなくてはならない。

本稿においては、中国側の正史等、漢文資料を中心として万曆版開版の周辺を文字通り模索したが、後日、チベット側の資料によつて、更に、万曆版開版の真実に迫る所存である。

〔註〕

- ① 明史卷二十・本紀第二十。明史叢卷十六・本紀第十六。
- ② この間、一五二三・四九・五五年の三回に亘り、倭寇の侵入があり、六三年にこれを討伐し、また、四六・五九両年にはアルタンの侵入があり、七一年にはアルタンを順義王に封じている。
- ③ 明史列伝第二一三。明史叢同第九十二。
- ④ 明史列伝第二一九、明史叢列伝第二百四、烏斯藏大宝法王伝中。
- ⑤ ただし、神宗のラマ教に対する関心は明史卷三百三十一、列伝第二百一十九の闡化王の項中に、同じ頃、闡化王の長子、札釈藏トが父の王名を襲うことを乞うたのに対し、はじめは制書してただ、闡化王と称することを許し、のち、闡臣の沈一貫の言を用いて、灌頂国師闡化王と加称したという記載があるから、それ程、積極的にラマ教に対して関心を持つていたとも考えられない。
- ⑥ 拙稿、本学紀要第十七集、『明代中国仏教考』参照。
- ⑦ 橋本光宝校訂本、二一九頁。
- ⑧ 江実訳本、一八三頁。

附 万曆年表

万曆年号	西曆	事 項
元年	一五七三	この頃から華中・華南に一条鞭法おこなわる
六	七八	張居正、天下の国土を丈量せしむ
九	八一	張居正、一条鞭法を全国的に実施せしむ
一〇	八二	張居正歿す
一一	八三	ヌルハチ拳兵す
一二	八六	ヌルハチ父祖の仇を殺す
一四	八九	ヌルハチ建州都督に任ぜらる
一七	九〇	ヌルハチ北京に進貢
一八	九二	タタールの唃唎、寧夏で反乱を起す
二〇	九三	李如松、碧蹄館の戦で日本軍に大敗
二一	九五	ヌルハチ竜虎將軍に封ぜらる
二二	九六	使節を日本に送り、講和を交渉したるも不成立
二四	九七	ヌルハチ、蒙古文字をもとに滿洲文字を製す
二七	九九	楊応竜死し、播州平定
二八	一〇〇	永楽版を底本として万曆版集成さる（一説に三十三年ともいう）と伝えらる
三〇	一〇二	この頃から官僚、東林党・非東林党に分れ、党派争い激化
三九	一一	東林党の願憲成死す
四〇	一二	ヌルハチ滿洲八旗の編成
四三	一五	後金（のちの清）の建国、ヌルハチ（太祖）即位、明からの独立
四四	一六	ヌルハチ、「七大恨」をかかげて明に宣戦、撫順城を奪う
四六	一八	サルホの戦、明・清天下分け目の戦
四七	一九	神宗歿し、光宗即位
泰昌元年	二〇	